

2017年度スーパーグローバル大学創成支援事業

国費外国人留学生募集要項

文部科学省は、「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択された大学を対象に、国内採用による国費外国人留学生(研究留学生)を募集する。

記

1 応募者資格及び条件

- (1) 対象：2017年10月1日現在、大学院正規課程において私費留学生※1として在籍する者（非正規課程に在籍する者を除く）のうち**学業成績が特に優秀な者（直近の過去1年間で学業成績係数が2.5ポイント以上のこと）**。（「9学業成績係数について」参照）
- (2) 国籍：2017年10月1日現在、日本政府と国交のある国の国籍を有する者。
- (3) 年齢：1982年4月2日以降に出生した者。
- (4) 健康：心身ともに大学における学業に支障がないこと。
- (5) その他：次に掲げる者は、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。
 - ① 渡日時において、現役軍人又は軍属の資格の者。
 - ② 標準修業年限での修了が不可能である者（休学者は除く）
 - ③ 渡日後に日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金等を受給することを予定している者（研究費として使途を限定するものを除く）。
 - ④ 本奨学金における他大学との重複申請、日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度と併給する者（これまで日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度により採用され、引き続き受給予定の者も含む）。
 - ⑤ 本奨学金に採用後、在留資格を「留学」以外に変更した者。

(※1) 「私費外国人留学生」とは、日本の大学等において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生(出入国管理及び難民認定法別表第一に定める在留資格「留学」を有するものに限る)で、日本政府(文部科学省)から国費外国人留学生として奨学金を受けていない者及び外国政府の派遣する留学生以外の者を言う。

2 採用予定人数 **法政からの推薦数は1名**

※学内推薦を受けたとしても、必ずしも文科省から採択されるとは限りません。

3 奨学金等

- (1) 奨学金：月額単価は144,000円（修士課程）、145,000円（博士課程）この金額に加えて特定の地域において修学・研究する者に対し、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算する。
- (2) 奨学金支給期間：2017年10月～2018年3月（かつ在籍課程の標準修業年限内）
- (3) 授業料：大学における授業料は大学が負担する。

4 提出書類等

- (1) 申請書類（Wordファイル）
 - ① 日本政府（文部科学省）奨学金留学生申請書（別紙様式5）
 - ② 研究計画又は研究状況（別紙様式6）
 - ③ 写真（最近6カ月以内に撮影したもので4.5×3.5cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定に場所に貼付のこと）。
- (2) 各自でご用意いただくもの
 - ① 在学証明書 ※新規渡日者以外の者
 - ② 成績証明書（大学学部及び大学院の全学年に係るもの）
 - ③ 新規渡日者については、旅券（写）、新規渡日者以外の者は在留カード（写）

(3) 申請書類の入手方法

大学院ホームページから <http://www.hosei.ac.jp/gs/> (最新情報のニュース部分です)

5 提出先

- ・ 申請書 (別紙様式 5) 各研究科窓口へ取扱時間内に提出のこと。
- ・ 研究計画又は研究状況 (別紙様式 6) i.hgs@ml.hosei.ac.jp

6 提出締切日時

2017年5月22日 (月) 15:00 (厳守)

7 面接について

推薦者に決まった場合には、5月26日 (金) までの間で指導教員と面接をしていただきます。

8 注意事項

次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止める。また、これらの事柄に該当するにも係わらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。なお、大学を休学、または長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

- ① 申請事項に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学省への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。(なお、大学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。)
- ⑤ 学業成績等不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 当該大学を退学したとき、又は他の大学に転学したとき。
- ⑦ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑧ 他の奨学金 (使途が研究費として特定されているものを除く) の支給を受けたとき。
- ⑨ 当該大学がスーパーグローバル大学創成支援事業の対象 (事業修了も含む。) とならなくなったとき。

9 学業成績係数について

候補者の基準は、直近1年間の学業成績係数が2.50以上であることです。

学業成績は正規課程の成績のみを用い、研究生や日本語学校などの成績を含めません。また、学業成績係数は学年毎で算出し、年度途中の場合はその成績を含めない。ただし、セメスター制度を採用しており、前期の成績が判明している場合は、その成績が判明している直近1年間 (例: 2016年前期~2015年後期) の係数を算出します。半期と年間が混ざる場合は、1.5年間もありえます。

係数の算出ができない場合は、理由及び2.50以上相当と判断した根拠を書面で添付すること。

なお、複数の大学等の成績により算出する場合は、算出基準を合わせる

〔学業成績係数の算出方法〕

下記の表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算すること。

区分	成績評価				
	優	良	可	不可	
4段階評価	A	B	C	F	
4段階評価	100~80点	79~70点	69~60点	59点~	
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点~
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

{ (「評価ポイント3の単位数」×3) + (「評価ポイント2の単位数」×2) + (「評価ポイント1の単位数」×1) + (「評価ポイント0の単位数」×0) } ÷ 総登録単位数

※法政大学のGPAとは計算式が異なります。上記の計算式により計算して下さい。

以上